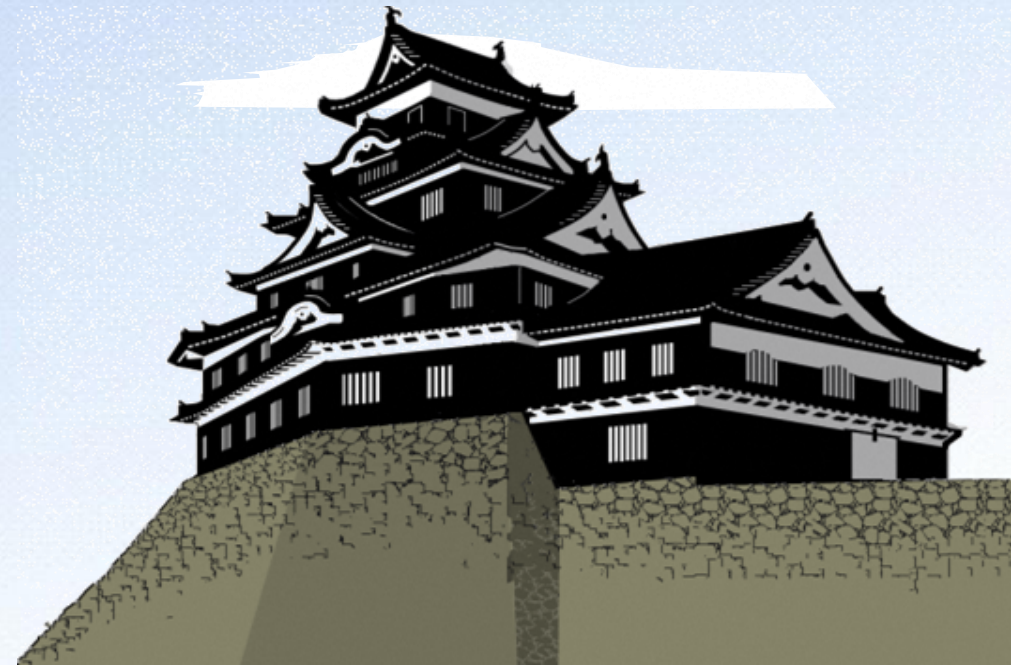


# 地域共生社会の実現に向けて

～権利擁護支援との一体的な総合相談支援体制づくりについて～

岡山市 保健管理課  
副主査 松岡 克朗



# 岡山市の概要

- 平成21年4月1日、全国で18番目の政令指定都市に移行。
- 中国地方で広島市に次ぐ2番目の都市
- 人口：71万人（政令市19位/20市）
- 市域面積：789.92km<sup>2</sup>（政令市6位。東京23区の1.3倍、大阪市の3.5倍）

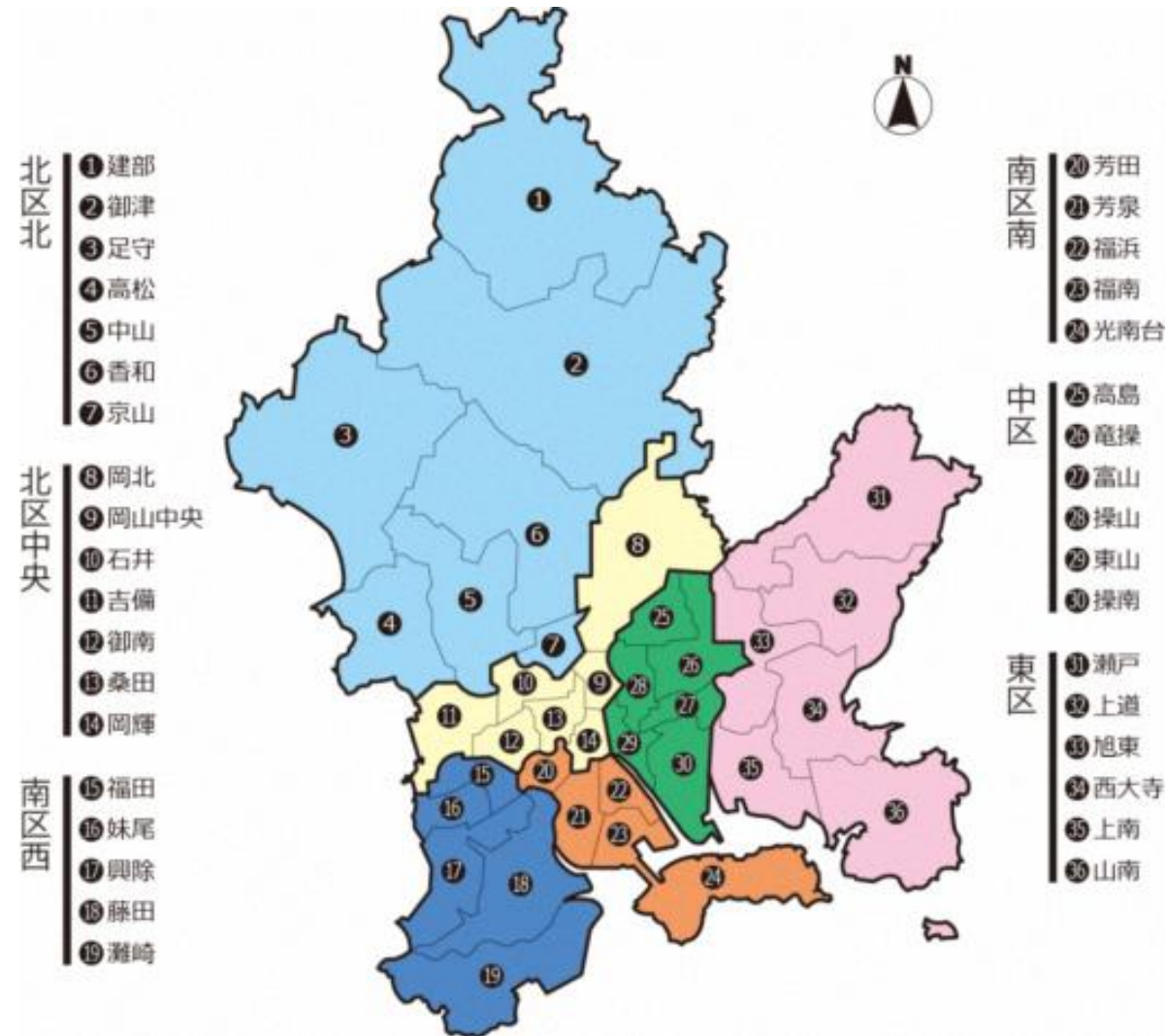


住民基本台帳人口  
(平成30年11月末現在)

	岡山市計
人口	709,346
世帯数	327,500
65歳以上人口	183,052
高齢化率	25.81%

# 岡山市の窓口・相談機関について

- 相談機関は各制度の圏域や各自治体の状況に応じて設置している。
- 岡山市では福社区を定め、福社区毎に保健センター、福祉事務所、地域包括支援センターなどの相談機関を設置している。



○行政区：4区  
⇒区役所

○福社区：6区  
⇒保健センター、福祉事務所、  
地域包括支援センター

○中学校区：36区  
⇒一部地域包括支援センターを  
設置（10カ所）

○小学校区：96区

※成年後見センター：1カ所  
（市保健福祉会館内（市役所隣））

# 主な相談機関

項目	名称・設置数	主な業務内容
福祉全般	福祉事務所(6ヶ所)	生活保護、児童・ひとり親家庭・寡婦・高齢者・身体障害者・知的障害者福祉に関する相談・援護、介護保険の認定・サービス利用に関する相談、後期高齢者医療保険、各福祉医療制度申請の受付など
保健医療福祉全般	保健福祉ネットワーク総合相談窓口 (1ヶ所)	保健・医療・福祉に関する総合的な相談窓口
保健医療福祉介護	地域ケア総合推進センター(1ヶ所)	保健・医療・福祉介護サービスの総合的な相談・情報提供窓口、在宅医療・介護の推進、地域包括支援センターの活動支援・認知症ケアの推進
保健・健康全般	保健所(1ヶ所) 保健センター(6ヶ所)	母子保健・健康増進・精神保健、難病、栄養、歯科保健、結核等感染症対策等に関する相談・支援など
精神保健福祉	こころの健康センター(1ヶ所)	精神保健福祉に関する相談、ひきこもり支援、精神障害者地域移行・地域定着支援、依存症対策、自殺対策、児童・思春期精神保健対策など
高齢者	地域包括支援センター(6ヶ所) 分室(10ヶ所)	介護サービス、介護予防・健康づくりの相談・支援、高齢者福祉、医療相談、要支援者等のケアプラン作成、高齢者の権利擁護、保健・福祉・医療・介護などの関係者とのネットワークづくりなど
生活困窮者	寄り添いサポートセンター(1ヶ所) サテライト(2ヶ所)	就労支援、家計相談、住居確保給付金、無料職業紹介、各種貸付制度のご案内など
子ども	地域こども相談センター(6ヶ所) こども総合相談所(1ヶ所)	子育て・親子関係の不安・悩み・心配、子どもの不登校、家庭内暴力、子どもの虐待などの相談・支援など
発達障害	発達障害者支援センター(1ヶ所)	発達障害の日常生活に関わる相談、発達支援、就労支援、関係機関への支援、普及啓発・研修など
市民生活全般	区役所(4ヶ所) 支所(4ヶ所) 地域センター(13ヶ所)	市民窓口サービス、地域振興、保健・福祉・環境の相談、申請受付、交付、土木・農林業務に関する相談(地域センターは取り次ぎ)など
<b>権利擁護</b>	<b>成年後見センター(1カ所)</b>	<b>成年後見制度にかかる制度案内等の一般相談、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談、家庭裁判所への手続支援や法的支援が必要な専門的な相談</b>

# 岡山市の総合相談支援体制づくりについて

## 圏域

- 岡山市では中学校区、福社区など様々な圏域がある中で各相談機関が点在
- 各相談機関は圏域をベースに支援を実施している。  
⇒制度によって圏域が異なる中、ワンストップ窓口を作ることは困難

## 専門性

- 各相談機関は制度をベースとした専門性で支援を実施  
⇒専門性をタテに専門外は手をつけず、押しつけ合い、たらいまわしが発生する
- 利用者目線ではない局所的なアセスメントをしてしまう。  
⇒相談機関は自分たちの所管のサービスのみを利用者に提案することから、複数の相談機関が関わる場合、利用者が何を優先すべきか判断できない、といったことが起きる。

考え方



## 方向性

ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を作る。



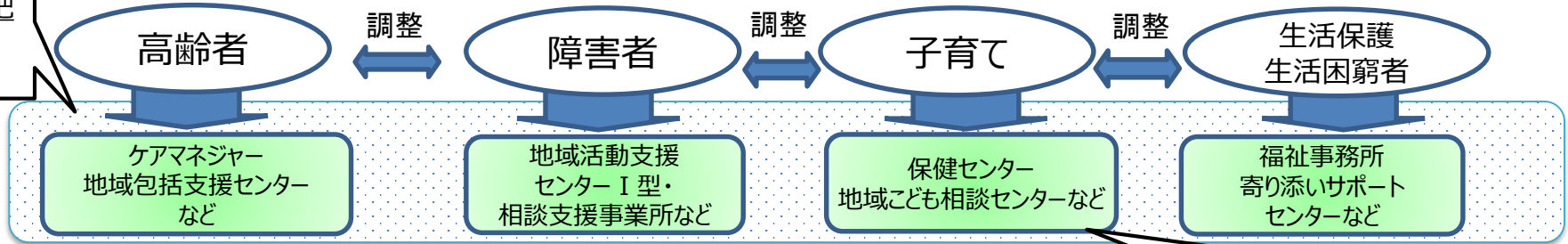
どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制づくりを推進

# 総合相談支援体制づくり（多機関協働事業）

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

(1)「つなぐシート」を導入し、世帯全体の課題把握と断らない相談を推進

## どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制



※成年後見センターに入った相談で、他機関での対応も必要な場合はつなぐ。

(3)多機関協働事業

随時相談

対象ケース

- 連携先が確定しない
- 適切な支援メニューが決まらないなど

(2)「相談機関一覧」を作成して役割を見える化した上で、他機関からの相談を断らないことをルール化

### 相談支援包括化推進員

【役割】調整困難ケースを関係機関からの受付  
ケースの情報整理、関係機関等との連絡調整し会議準備

調整

### 岡山市保健福祉企画総務課

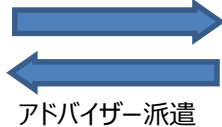
【役割】庁内関係部署への参加調整等

### (4) <複合課題ケース検討会を開催>

【役割】・相談支援機関等の役割分担の明確化  
・情報共有・支援調整

※事案や状況にもよるが、成年後見制度利用の必要性に係る検討や手続の支援などの調整時に、成年後見センターが参加

調整困難な場合



### (5) 複合課題解決アドバイザーを配置

(各分野における相談機関の長、会長などを選任)  
【役割】困難ケースへの支援の助言等

多機関による連動した支援の実施

# 複合課題解決に向けての課題と対応

## 課題

## 対応策

(1) 各相談機関において世帯全体の課題把握が不十分

世帯全体の課題を漏れなく把握するため、**「つなぐシート」を導入し、世帯全体の課題把握と断らない相談を推進**

(2) 課題を把握したとしてもつなぎ先として適切な相談機関がわからない

**「相談機関一覧」を作成して役割を見える化**するとともに、**他の相談機関からの相談を断らないことをルール化**

(3) 連携先が確定しない  
適切な支援メニューが決まらない  
相談機関の役割分担が決まらない

**相談支援包括化推進員を配置**し、ケースの情報整理、関係機関との連絡調整などを実施  
局主管課である**保健福祉企画総務課が役割分担を明確化**

(4) 世帯にとっての最適な解決策がわからない

各分野における相談機関の長などを選任した**「複合課題解決アドバイザー」を配置**し困難ケースへの支援の助言

# (1) つなぐシート（複合課題チェックシート）

(表)

(裏)

つなぐシート ver.2018.10.1

受付日	年 月 日	受付機関	(受付者: )
-----	-------	------	---------

■基本情報

相談者			
ふりがな	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ( )	
氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( 歳)	
住所	〒 - 岡山市 区		
電話	自宅 ( ) -	携帯	( ) -

■お困りごとの内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

病気・医療のこと	こころの問題(メンタルヘルス)
介護のこと	障害のこと
子育てのこと	収入・仕事のこと
支出・滞納・借金	住まいのこと
DV・虐待のこと	権利擁護(後見制度など)
健康のこと	その他(下欄へ詳細記入)

■世帯構成

世帯人数( )名

氏名	年齢	続柄	備考

ご相談されたいことや、配慮を希望されることを具体的にご記入ください。

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)
	←
	←
	←

■円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

年 月 日 本人署名

※相談機関既存のシートでアセスメントが完了している場合は、このシート面の記入は不要ですが、代わりにその写しを添付してください。

世帯の生活状況	
	※家族関係図(ジェノグラム)

既に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)	
機関名	支援内容

特記事項

**【ポイント】**  
世帯全体の課題を漏れなく把握するため、困りごとの有無をチェックする欄を設ける



## (2) 相談機関一覧

収入・仕事について	★ 26	経済的な問題などで生活にお困りの方の相談(生活保護を除く)、就労、家計相談、無料職業紹介、住居確保給付金(審査あり)等	寄り添いサポートセンター	松原	谷	北区鹿田町一丁目1-1 7F	0800-200-8730 (フリーダイヤル)	5745	平日 8:30~17:00
	27	生活保護の受給に関する相談	各福祉事務所	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	28	生活福祉資金の利用に関する相談	岡山市社会福祉協議会	松原	國定	北区鹿田町一丁目1-1 7F	225-4051	5745	平日 8:30~17:15
	29	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する相談、ひとり親の就労相談	各地域こども相談センター	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
支出・滞納・借金について	★ 30	家計のやりくり、滞納、子 相談(生活保護、自 除く)		松原	谷	北区鹿田町一丁目1-1 7F	0800-200-8730 (フリーダイヤル)	5745	平日 8:30~17:00
	31	契約やお買い物のトラブル、 談		高柿	清水	北区大供一丁目1-1 2F	803-1109	3247、3238	平日 9:00~16:00
住まいについて	★ 32	障害者、高齢者、連帯保証人が 相談		相談員へ	-	北区広瀬町2-11	227-0200	-	平日 9:30~17:30
	33	空き家の活用に関する相談、障 合の相談	(NPOおかやまUPE)	相談員へ	-	北区大供表町14-2ふたば1階	231-0841	-	平日 10:00~15:00
	34	市営住宅への入居に関する相談	岡山市営住宅管理センター	相談員へ	-	北区柳町二丁目6番25号 朝日生命岡山柳町ビル2階	206-5560	-	平日 8:30~17:15
DV・虐待について	35	DV、セクハラ、性別による差別的取り扱いに関する悩み相談	男女共同参画相談支援センター	相談員へ	-	非公開	803-3366	-	月・水~土 10:00~ 19:30 日・祝日 10:00~16:30
	36	高齢者(65歳以上)の虐待に関する相談	各地域包括支援センター	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:00
	37	身体・知的障害者の虐待に関する相談	障害福祉課	矢吹	川上	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1278	5736	平日 8:30~17:00
	38	精神障害者の虐待に関する相談				北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1279	5755	平日 8:30~17:00
	39	障害者の虐待に関する相談				<別紙>	<別紙>	-	<別紙>
	40	子どもの虐待に関する相談 (※原則、関係機関からの相談は「地域こ				<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	41	子どもの虐待に関する相談				北区鹿田町一丁目1-1 5F	803-2525	5594	平日 8:30~17:15 (虐待通告は夜間・休日も対応)
権利擁護(後見制度な ど)について	★ 43	成年後見制度に関する相談	岡山市成年後見センター	藤原	八木				
	44	高齢者(65歳以上)の権利擁護に関する相談	各地域包括支援センター	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	
	45	障害者の権利擁護に関する相談	地域活動支援センター I 型	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	
	46	日常生活自立支援事業(福祉サービス手続の援助や代行、金銭管理サービ ス等)に関する相談	岡山市社会福祉協議会	船場	三村	北区鹿			
健康について	47	母子の健康、こころの健康、栄養、歯科、がん検診などに関する相談	各保健センター	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	
	48	高齢者の介護予防活動に関する相談(介護予防教室の案内、あつ晴れ!も も太郎体操への取り組みなど)	岡山市ふれあい介護予防センター	小橋	堀	中区桑野715-2	274-5211	-	平日 8:30~17:00
	49	高齢者の介護や保健・医療・福祉などに関する相談(認知症、虐待など含 む)	各地域包括支援センター	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:00

【ポイント①】  
分野ごとに相談機関を整理し、  
役割が見える化

【ポイント②】  
各分野において、つなぎ先が判断で  
きない場合の相談窓口を★印で明  
確化

【ポイント③】  
相談者を適切な相談機関に  
確実につなげるため、各相談機  
関の担当者名を明記

## (3) 岡山市多機関協働事業について

- 実施時期 平成30年度～
- 実施方法 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会へ委託
- 実施体制 相談支援包括化推進員 3名 (H30～：2名、R2年度～：3名)  
(1名：社会福祉士兼精神保健福祉士 2名：社会福祉主事)

### 相談支援包括化推進員の役割

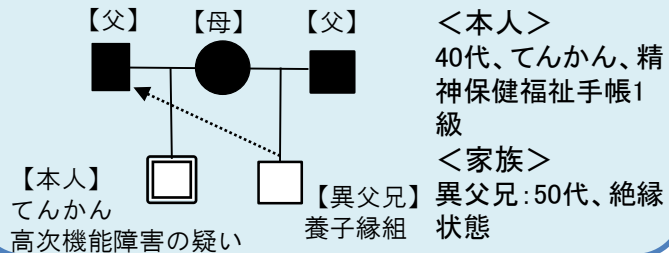
1. 各相談機関から得られる情報を整理し、世帯全体の課題を見える化
2. 複合課題ケース検討会、アドバイザー会議の準備と開催 (相談機関との連絡調整やトータルケアプランなどの資料作成など)
3. 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行い、進捗管理

### ポイント

- 市民からの直接の相談は受けず、相談機関からの相談を受け付ける
- 個別ケースを直接支援するのではなく、相談機関を後方支援する位置づけ
- 相談機関の役割分担が決まるまでは主体的に動くが、決まった後は相談機関がそれぞれケース管理を実施
- 役割分担は主管課である保健福祉企画総務課が最終的に決定

# 高次脳機能障害が疑われ周りとのトラブルを繰り返す累犯知的障害者

## 家族構成



## 支援のきっかけ

○ 本人が入院した精神科病棟より、本人の退院に向けた支援体制を整えたいと相談支援包括化推進員に相談が入り、関係機関を集め、複合課題ケース検討会を行った。

## 支援内容

### <経緯>

- 金銭管理ができず、お金が尽きて無銭飲食を行い、服役。
- 出所後、施設入所したが、本人は音に過敏であり、他者への恫喝行為を行うため、施設退所。
- 比較的、他者と関わりが少ない施設を選定し、入所したが、そこでも他者を恫喝し、退所。住まいを失い、てんかん発作を起こし入院。



### <退院し、在宅生活を送るための課題>

住まい、在宅医療・福祉サービス、金銭管理、**本人の特性や希望を踏まえた支援**

### 特性や希望

- 本人の特性である衝動性は高次脳機能障害の影響であり、自身によるコントロールが難しい。
- 女性など自分より弱いと思った人を恫喝する傾向がある一方、男性で社会的地位がある人には恫喝行為をしない。
- 毅然とした対応をする人の言うことは聞く。母親と暮らしている頃は落ち着いていたが、1人になって無銭飲食やトラブルを起こすようになった。
- 本人は早く退院して一人暮らしをしたい希望あり。

### <多機関との連携による支援>

- 本人の特性や希望を踏まえ、静かな一軒家を準備。キーパーソンとなる成年後見人は男性（法人）を調整し、入院中から本人とやりとり。医師からも退院するためには成年後見人の支援が必要であることも伝え、成年後見人が本人との信頼関係を構築。
- 孤立やトラブルを防ぐため、訪問看護、障害事業所、保健センター、成年後見人等がチームを組み、日替わり交代で支援。変化があればチームで共有し、次回訪問時の参考にした。

## 複合課題ケース検討会 参加者一覧

精神科病院
福祉事務所
自立準備ホーム
救護施設
岡山保護観察所
(新)地域生活定着支援センター
(新)NPO法人（居住支援関係）
(新)保健センター
(新)障害者支援事業所
(新)保健福祉企画総務課
(新)保健管理課
(新)相談支援包括化推進員
(新)福祉援護課
(新)こころの健康センター
(新)法律事務所

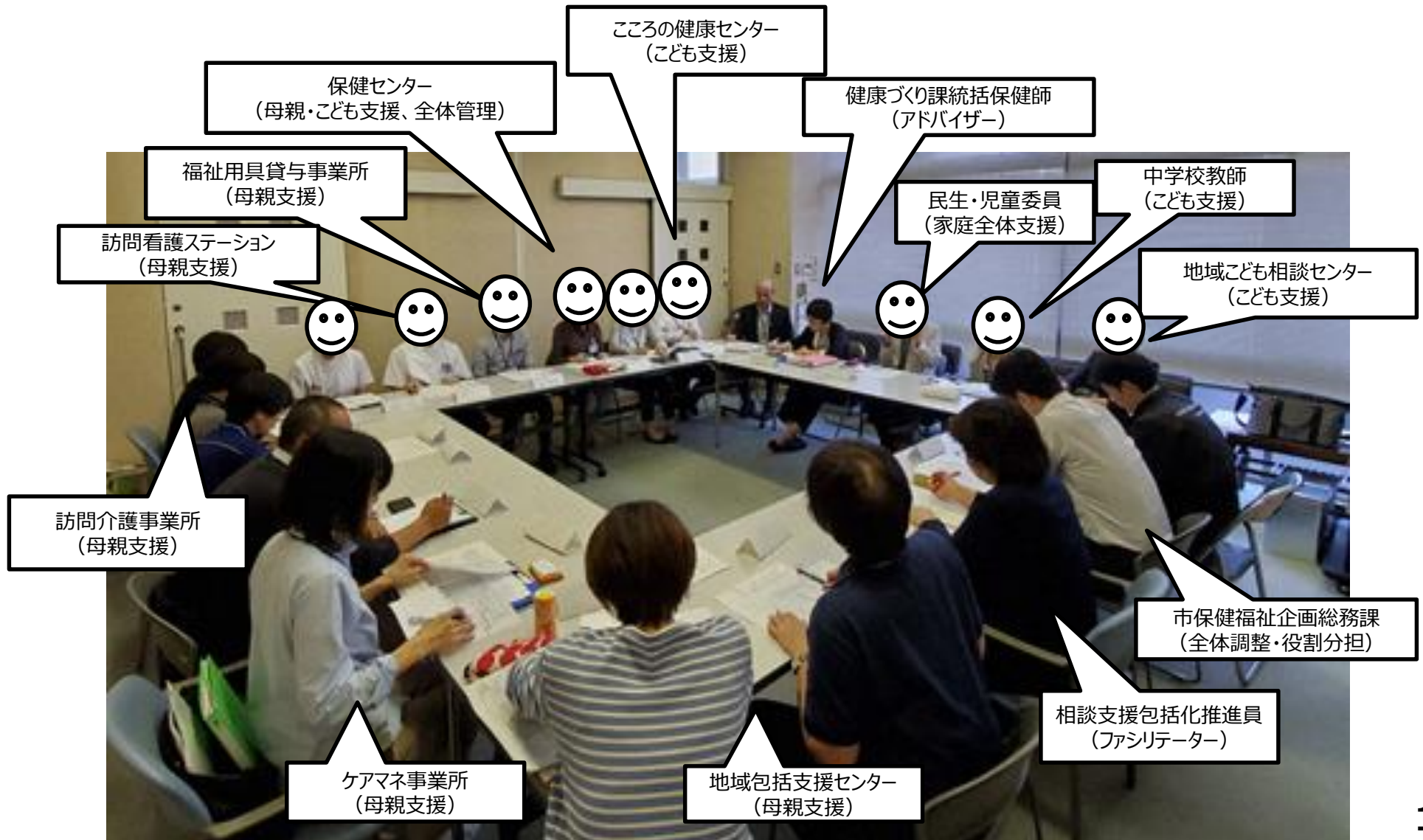
(新)・・・相談支援包括化推進員が関わることにより、新たに入った機関

## 効果

➤ 本人の特性を支援者同士で共有し、本人の特性にあった支援体制を組むことで、困難と思われていた在宅生活が可能となった

# 複合課題ケース検討会の様子（例）

- 関係機関22名が参加。
- それぞれの情報を持ち寄り、世帯全体の支援方針についてチームで検討



# 権利擁護支援を含めた総合的な相談支援体制づくりや多機関協働のポイント (岡山市での実践を元に)

1. 関係する支援機関同士が、本人や世帯に関する必要な情報を共有し、それぞれが**専門的な役割に加え、どういった支援ができるか検討**する。  
⇒この際、中核機関等の権利擁護に関する支援機関が含まれることで、**意思決定支援の考え方や法的な支援が確保されやすくなる**。
2. 総合的な相談支援に、本人や世帯の状況に合わせて、成年後見等の必要な支援を行っていく。  
⇒**被後見人等の意思の尊重や権利擁護**が図られるだけでなく、**支援者のバーンアウトを回避**し、持続可能な支援が可能になる。  
※意思の尊重や権利擁護を成年後見人だけではなく、支援者も含めたチームで考える。
3. 支援機関等の立場・限界をそれぞれが理解し、**支援者・支援機関同士の顔の見える関係づくり**を大事にする。  
⇒ケース検討会等を通じ、**後見人等を含む支援者・支援機関同士が気軽に相談ができるような関係が進み**、相談支援包括化推進員や中核機関だけではなく、**チームを組んで共に動くことが可能になる**。



システム（仕組み）で事業を進めるとともに、新たな課題に対し制度を構築することで**持続可能な仕組みにしていく**

# 参考

## これまでの実績

### 1 総合相談支援体制取扱件数（＝相談支援包括化推進員による相談支援調整したもの）

区 分	H30年度実績 (H30.10月～)	R元年度実績	R2年度実績	合計
推進員の相談受付後、関係機関と支援調整した件数	18 件	38 件	41 件	97 件
推進員への問い合わせ・相談のみで支援完了した件数	24 件	27 件	26 件	77 件
合計	42 件	65 件	67 件	174 件

### 2 会議等開催件数

区 分	H30年度実績 (H30.10月～)	R元年度実績	R2年度実績	合計
総合相談支援体制のケース検討会議回数	27 回	48 回	26 回	101 回
推進員の訪問等による関係機関との個別調整回数	10 回	41 回	201 回	252 回
アドバイザー会議開催回数 (＝各分野の相談機関の長による総合相談支援体制への助言・指導)	2 回	3 回	1 回	6 回

## 事業の効果

- 複合課題を抱える世帯に対して複数の相談機関が別々に介入し、互いの動きがわからなかったケースについて、**支援者が一堂に会し、新たな情報が得られたことで、世帯全体での支援方針が決まり、新たな支援に繋げることができた。**
- 相談機関への不信感により支援を**数年間拒否していた世帯が、市と民間相談機関がチームで動くことで信頼関係を構築でき、新たな支援に繋げることができた。**
- ケース検討会を支援会議（生活困窮者自立支援法）に位置付け、**個人情報扱いを明確にしたことで、警察、検察、保護観察所、住まい関係者などが積極的に会議に参加し、情報共有してもらえるようになり、市以外の関係機関とも複合課題を抱える世帯への支援を協力して行っていく体制ができた。**
- 新型コロナウイルス感染症患者世帯のケース検討会において、医療関係者を含む関係機関で、感染症に対する正しい知識を理解することにより、関係機関の不安軽減が図られ、適切な支援介入につなげることができた。**

# 岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）について

○計画名：岡山市地域共生社会推進計画（**全国初**）

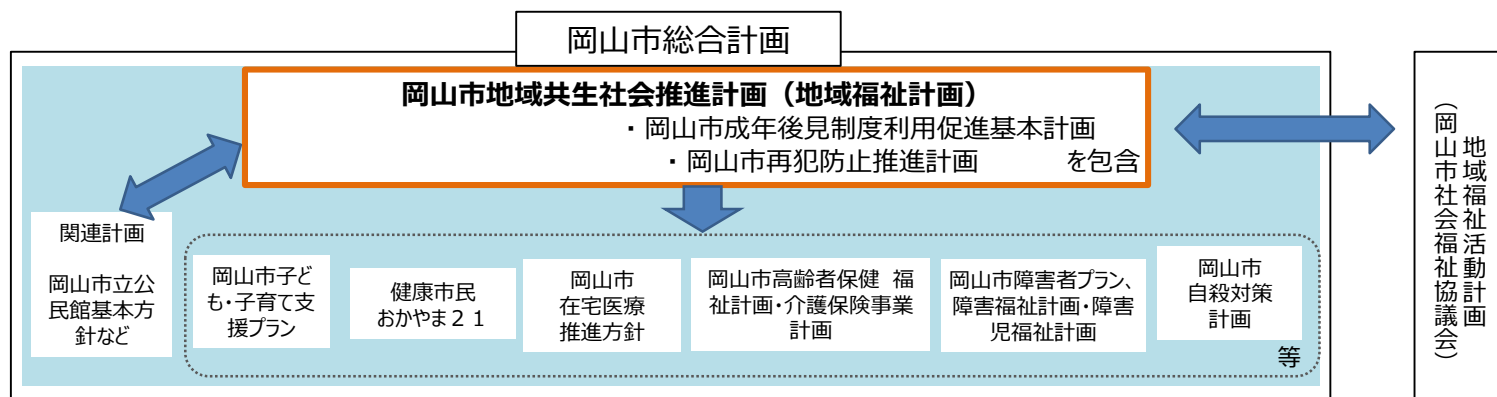
○平成30年3月策定（令和3年3月に計画を改訂し現在2期目）

○計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）

○各福祉分野計画の**上位計画として位置づけ**

○基本理念：誰もがその人らしく生活するための**多様な選択ができるまち**

1. 法定根拠：社会福祉法第107条（**社会福祉法改正により、努力義務化**）
2. 岡山市における計画上の位置付け：岡山市総合計画を上位計画とし、各福祉分野計画の上位計画として位置づけ





# 岡山市地域共生社会推進計画概要 (R3～R5年度)

施策	現状と課題	取組方針	取組内容
1. 全分野地域包括ケアシステム構築	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身寄りがない、保険料未納でサービスが受けられないなどの福祉的課題により退院が困難なケースが存在する。</li> <li>2 在宅医療の現場では、特定の往診専門医・専門医師に依存、集中される傾向がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢・介護・医療・障害等の分野別計画での社会福祉課題等を組織横断的な支援に向けた取組強化。</li> <li>1 在宅医療提供システムの全福祉区整備に向けて推進継続。</li> <li>2 多職種連携や市民への普及啓発等の取組継続。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 包括的支援に向けた各個別分野との連携強化</li> <li>1 分野別計画での社会福祉課題等の情報共有化を強化し、複合課題は包括的支援体制の活用を促進。</li> <li>■ 在宅医療の推進</li> <li>1 福祉区ごとのWG設置。現場意見を踏まえた連携スキーム検討実施。</li> <li>2 専門職間の顔の見える関係強化の取組支援の実施。</li> </ul>
2. 包括的支援体制づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門外の問題について、相談機関同士の押しつけ合い、たらい回しの発生を防ぐ必要がある。</li> <li>2 複合課題を把握する意識が相談機関・担当によってまちまちであるため、課題を見逃している可能性がある。</li> <li>3 地域共生社会の推進に向けた新たな取組として、成年後見制度の活用促進、再犯防止支援の取組が必要である。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援包括化推進員の配置及び複合課題ケース検討会を継続し、実施支援成果を活用した支援の質向上に取組む。</li> <li>2 複合課題への対応強化として専門機関等の参加を促進。</li> <li>3 権利擁護を必要とする人への成年後見制度等の利用推進や、犯罪をした者等の課題に応じた支援取組を推進。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 断らない相談支援体制の質の向上・量の拡大</li> <li>1 相談支援包括化推進員を配置し、複合課題ケース検討会の開催を継続し、支援成果のケーススタディ、類型分析による支援の質向上、研修実施。</li> <li>2 専門相談機関やNPOの参加登録を増やし複合課題の対応基盤を強化。</li> <li>3 成年後見、再犯防止にかかる計画を本計画に盛り込み、成年後見センターを中心とした制度の利用施策の推進や矯正分野等と連携した支援を推進。</li> </ul>
3. 生涯現役	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯現役応援センターを設置しているが、高齢者の就労ニーズに対して7割が活動に結びついていない。</li> <li>2 企業側の高齢者、障害者への採用意欲は低調。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親家庭等、一人ひとりの特性や状況に応じたきめ細かな就労支援の実施。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労支援による生涯活躍の推進</li> <li>1 高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親家庭等への就労支援の実施。</li> <li>2 就労支援機関や関連機関の連携によるわかりやすい相談支援体制整備。</li> </ul>
4. 地域づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 SOSを発することが出来ない人を支援に繋げるには地域での見守りや居場所などが必要。</li> <li>2 民生委員からは「高齢者が増え、孤立者が多くなる中、民生委員だけの見守りは限界」との声がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域課題に関する協議・実践の場として地域支え合い推進会議（第2層協議体）の設置。具体的活動の創出・充実に向け会議の活動支援強化の実施。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支え合いの地域づくりの推進</li> <li>1 地域づくり関係課、関係機関と情報共有化し相互連動の地域づくり推進。</li> <li>2 町内会、民生委員などの連携のための団体間での情報交換・共有促進。</li> </ul>
5. 多様な主体の地域づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉法人から「意欲はあるが、何をしたらいいか、どこから手をつけていけばいいかわからない」との声がある。まちづくり活動と地域福祉活動団体と交流する機会がない。</li> <li>2 コロナ下での社会福祉法人等が主体の地域づくりに対する支援が必要である。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域づくりに意欲のある社会福祉法人と地域の両者のニーズに沿うマッチング支援を実施。</li> <li>2 コロナ下における社会福祉法人主体の地域住民等とのコミュニケーション手法について支援を実施。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉法人等が主体の地域活動促進等</li> <li>1 地域貢献活動体の活動事例の情報発信（フォーラム・講座を開催）。</li> <li>2 コロナ下でのコミュニケーションツールの有効事例等の研究・紹介。</li> </ul>

# 事業に実行力を持たせるためのプロセス

○平成30年  
3月～

- 事業を推進する裏付けとして岡山市地域共生社会推進計画(地域福祉計画)を策定。計画では実行性を持たせるための工程表を記載。
- 保健福祉局長・次長から、局を挙げて総合相談体制づくりを推進するよう局内幹部に指示。

総合相談体制づくりを全庁的に推進する体制を構築

○平成30年  
4月～

- 関係各課の若手職員及び相談支援包括化推進員によるワーキンググループ(WG)を設置。

○平成30年  
4月～9月

- WGで、相談支援包括化推進員の具体的な動き方や、相談機関の連動ルールについて議論。  
(開催頻度:週1回または2週間に1回)
- WGメンバーは、議論した内容を各課長に報告し、課の合意を得る。

関係課の合意を得ながら議論を進めることで、実行力を持たせる

○平成30年  
10月～

- 具体のケースについて運用を開始
- WGメンバーは、具体のケース検討会に所管課として出席し、相談機関をバックアップ。

所管課が積極的に関わることで、相談機関同士の調整をスムーズにし、困難事例を解決に導く

日時：R2.1.24

場所：岡山国際交流センター

対象者：市相談機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援（ケアマネ）事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会など約100名が参加。

## 【概要】

- 厚生労働省の調査研究事業として厚生労働省と協働でモデル的に実施し、全国で初めて岡山市で開催。
- 地域共生社会実現のための総合相談支援体制づくりに必要な、困難を抱える個人・世帯の支援にあたる本市職員や関係機関の人材育成を目的とし、**支援に必要な考え方、具体的な支援方法等をグループワークなどで実施。**
- 厚生労働省の鍋木包括的支援体制整備推進官（当時）から地域共生社会の推進に係る国の最新動向についても説明。

研修報告書はこちら（これを見れば研修ができるようになっています。）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00007.html)

## 「令和元年度社会福祉推進事業 実施事業一覧 厚生労働省」で検索

ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

↑ ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活保護・福祉一般分野のトピックス > 令和元年度社会福祉推進事業 実施事業一覧

## 令和元年度社会福祉推進事業 実施事業一覧

令和元年度社会福祉推進事業の報告書（成果物）をご覧ください。

(20)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業

▶ PDF 概要 [PDF形式: 180 KB] ☐

▶ PDF 報告書1-1 [PDF形式: 5.5MB] ☐

▶ PDF 報告書1-2 [PDF形式: 5.4MB] ☐

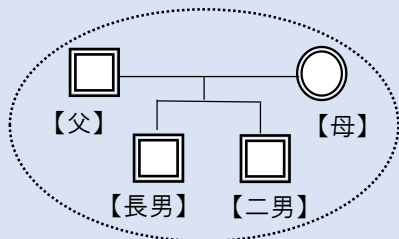
▶ PDF 報告書1-3 [PDF形式: 4.0MB] ☐

# 断らない相談

- それぞれの相談機関、窓口が相談に来た市民が抱える課題を**漏れなく把握**する。  
⇒「**他に困り事はありませんか？**」と一言聞く。  
※市民個人だけでなく、**世帯全体の課題把握が重要**
- 把握した課題に対して、担当機関を市民に案内し、担当機関には**相談内容を引き継ぐ**  
⇒担当機関へ**市民が相談に行くことを一言伝える**。
- 制度をまたがる複合課題がある場合は関係機関が協力して動く。

# 新型コロナウイルス感染症で入院、退院後の自宅生活に課題を抱える8050世帯

## 家族構成



- <父>  
80代、スタマ造設(自己管理)
- <母>  
80代、要介護1(認知症)
- <長男>  
50代、正規就労
- <二男>  
50代、引きこもり

## 支援のきっかけ

新型コロナウイルス感染症で父と長男が入院をしていた。父は入院前、介護サービスを利用しておらず、長期入院の影響で筋力の低下や認知機能の低下が危惧されていた。関係機関は入院前と同様の在宅生活を継続できるよう支援体制を整えたいが、**感染症元患者への対応に不安を抱え、支援方針が定まらなかったことから、支援に入っていた保健センターより相談支援包括化推進員へ相談が入った。**

## 支援内容

### <複合課題ケース検討会を開催>

- 保健所保健課医療副専門監より感染症に対する正しい知識、具体的な予防策、留意点等について説明をもらった。
- 各機関が関わってきた支援などの情報を整理しながら、それぞれの関わりを確認した。生活歴や本人及び家族に関する最近の情報を基に、今後の支援について具体的に意見を出し合った。



### <世帯の課題>

関係機関が一堂に会す会議を開催したことで、以下のような課題が明らかになった。

- 長男が勤務後、買い物や食事等準備しており、長男が就労している時間帯の食事は、父が自転車でスーパーなどへ買いに行っていた。元々支援をあまり受け入れない家族であったが、今回、家事を行う中心的な担い手の父と長男が入院したため、残された家族(母:認知症、二男:引きこもり)だけで在宅生活を続けていくことが難しかった。
- 母はデイケアを利用していたが、父と長男の新型コロナウイルスの感染による濃厚接触者で自宅待機による健康観察が必要になったため、デイケアの利用がストップし、健康観察終了後も数週間サービスを利用しないままだった。

### <多機関との連携による支援>

- 保健所保健課より、感染症に対する正しい知識を情報提供してもらい、感染症患者への関わり方に関係機関の共通認識ができたことにより、支援へのアプローチがスムーズになった。
- 父の介護保険申請や母の介護サービス利用に関わる支援については、介護支援の関係機関(福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、デイケア事業所)が引き続き情報共有しながら支援に入る。
- 二男の引きこもりに対する支援は、家族への支援を通して、二男もしくは家族から支援の要望があれば、**タイミングを逃さず、保健センターを中心に、必要があればこころの健康センターも一緒に支援を行っていく。**
- 何らかの理由で家族のバランスが崩れると、再び世帯で困ることが出てくる可能性もあるため、この世帯のキーパーソンである長男が望むように、家族が入院前と同様に自宅で生活していけるよう、関係機関が情報共有し連携しながら支援していく
- 今後は職員研修や情報発信等を通じて、行政及び関係機関が感染症に対する正しい知識を理解し、共有していく。また、各分野の事業所や支援団体に周知していくことで、本人及びその家族に寄り添った支援を実現していく。

複合課題ケース検討会 参加者一覧
保健センター
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
デイケア事業所
(新)福祉事務所所長、担当係長
(新)保健所保健課長、医療副専門監
(新)地域包括ケア推進課課長、課長補佐
(新)こころの健康センター(精神保健福祉センター)
(新)保健政策担当部長(アドバイザー)
(新)健康づくり課精神保健担当課長(アドバイザー)
(新)高齢福祉部長
(新)保健福祉企画総務課
(新)相談支援包括化推進員

(新) …相談支援包括化推進員が関わることにより、新たに入った機関

## 効果

- 感染症患者への支援に関わる関係機関が、**感染症に対する正しい知識を理解することで感染症に対する不安の軽減につながった。世帯に対する支援へのアプローチのタイミングなど、関係機関が情報共有し連携しながら支援体制を整えていくことができた。**
- 感染症に対する正しい知識等を部長、課長も含め関係職員全体で共通認識を持つことで、今後同様の事例があっても対応することができる体制ができた。

## ■ 経緯

令和2年7月7日 倉敷市被災者見守り支援室来庁し依頼相談  
(倉敷市被災者見守り支援室、岡山県被災者生活支援室等)

## ■ 倉敷市からの要望(現状と課題)

○豪雨災害から2年が経過するも被災者への見守り支援は必要な状況が続いている。

○住民票が岡山市に移っている避難者に対して、居住している自治体でなければ受けられない住民・福祉サービスもあり、岡山市の適切な支援機関に協力して欲しい。

○倉敷市外に転居し岡山市内のみなし仮設住宅(※)に居住している被災者に対する支援(訪問活動等)が難しい。

(※)のみなし仮設住宅とは、災害などにより居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない被災者に対し、地方公共団体が民間賃貸住宅を借り上げて被災者に供与し、仮設住宅に準ずるものとみなす制度。

## ■ 倉敷市からの避難者の状況

	世帯数	うち人数
岡山市内のみなし仮設住宅で生活する避難者	67世帯	142人
1. 岡山市に住民票を移しており、今後真備に戻らないと言っている避難者	30世帯	—
2. 1以外	37世帯	—
岡山市への情報提供数(R2.9.29現在) 【世帯類型:単身高齢世帯、8050世帯など】	6世帯	10人

## ■ 支援の方向性及びスキーム

・倉敷市からの避難者のうち、まずは以下①②の条件を満たす避難者について情報共有及び適切な支援機関への引継ぎ行う。

①岡山市に住民票を移しており今後真備には戻らないと言っている世帯(30世帯)

②何らかの支援が必要と考えられ岡山市に対する情報提供について本人同意が得られる世帯



・倉敷市側で①②の条件を満たす避難者を選定(10件程度を想定)  
・世帯情報を整理した上で相談支援包括化推進員に情報提供(つなぐシートの提出)

## 「総合相談支援体制づくり」の仕組みを活用



・世帯ごとに抱える課題を整理し適切な支援機関に繋ぐ  
(地域包括支援センター、福祉事務所など)

※世帯が抱える課題によっては「複合課題ケース検討会」を開催

## ■ 今後について

○倉敷市と連携を図りながら真備からの避難者支援を継続

○進捗状況は次回のアドバイザー会議(年度末を予定)にて報告

# 関係機関からの声

関係機関からは「行政(市)へのハードルが低くなり、相談しやすくなった。」「これまで滞っていた困難ケースをサービスにつなげることができた」などの声をいただいている。

機関名	意見
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・今までは関係機関に電話相談することも大変だったが、会議後は関係機関への相談がしやすくなった。</li><li>・会議の中で主担当を決めることも必要だが、主担当だけにケースを任せるのではなく会議出席者の役割分担を明確にし、連携できる体制を作ることが必要。</li><li>・会議を重ねるごとに連携や多くの行政機関に介入してもらえてよかった。現場を一度見てから会議を進めた方が情報共有しやすいと感じた。</li></ul>
障害者相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談機関だけでは対応が難しい課題も、各専門家と連動することで課題への対応がすみやかだった。また行政へのハードル(壁)がなくなり、相談しやすくなった。</li></ul>
精神科病院	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院としては医療機関以外の関係者をコーディネートすることは負担が大きく、特に行政機関への相談は敷居が高い。相談支援包括化推進員が入って会議の日程調整や支援方針、各機関の役割分担を協議できるため、関係機関へ気軽に相談ができるようになった。</li></ul>
地域活動支援センター I 型	<ul style="list-style-type: none"><li>・多子、多問題のある世帯で支援が滞っていたが、行政機関と民間相談支援事業所と一緒にチームを組んで支援したことで、福祉サービスにつなげることができた。また行政関係と連携ができたことで行政機関へ相談がしやすくなった。</li></ul>
地域こども相談センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・制度によって担当支援機関からの支援が切れてしまい心配していたが、ケースの動きについて報告を受けると関係機関が迅速に対応し、世帯の課題が少しずつ解決していることがわかり安心した。</li></ul>
健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関を集めて今後の支援方針や各機関の役割分担を決めることは必要なことである。ただ、呼ぶ機関が多くなればなるほど会議日程の調整が難しく、会議が遅くなるので、主要機関だけでも集めて会議を開いた方が対応が早いと感じられる。</li></ul>



# 今後の展開について

項目	課題	今後の展開
<b>制度の狭間の支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度の狭間を支援する団体の資金不足</li> <li>○ 制度の狭間で支援に繋がらないケースへの対応 生活困窮者等は福祉サービスに繋げるための医療受診代や就職面接を行うためのスーツ代などの「ちょっとした費用」を工面できず、福祉サービスや就労に繋がっていないケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度の狭間を支援する団体への福祉助成（橋本財団） （上限300万,R3年度約3,500万円助成（32件）※岡山県内）</li> <li>○ 生活再建・自立支援ファンドの創設（社協基金） 課題を抱えるケースを適切なサービスに繋げるため、生活再建や自立に繋がる必要な手続きや支援に対し支出</li> </ul>
<b>住まい確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住まいを失った世帯の一時的な避難場所（シェルター）について、制度の狭間で対応できず苦慮しているケースがある。 例：虐待認定されなかった障害者、隔離を拒否するDV被害者、ダルクを逃げ出した依存症患者など</li> <li>○ 要配慮者への<b>住まい提供が可能な業者は一部に留まっている。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シェルターの在り方について横断的な検討（関係課による要配慮者住まい確保WGの設置）</li> <li>○ 宅建協会、住まい関係NPOと連携した要配慮者を受け入れてくれる新たな不動産業者の開拓</li> </ul>
<b>教育と福祉の連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課題を抱える児童・生徒は背景に<b>家庭に課題を抱える場合も多く</b>、教育分野だけでは対応は困難。</li> <li>○ 岡山市では重度の医療的ケア児を通常学級で受入れているが、<b>医療・福祉との連携が不十分</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>教育・福祉連携WGを設置し</b>、①家庭に課題を抱える児童・生徒への支援、②医療的ケア児への支援、について、<b>具体的な個別ケースを検討しながら</b>、支援の在り方を検討</li> </ul>
<b>地域づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課題を抱える世帯の支援を行うにあたって<b>地域での見守り、通いの場等が重要</b>だが、地域では高齢化等により活動の担い手不足</li> <li>○ <b>参加者も特定の人に留まり</b>、活動継続が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境やまちづくりなど<b>若者も参加している活動団体と地域活動を実施している団体等を一堂に会し</b>、交流会を開催</li> <li>○ 市主催で顔の見える関係づくりを進め、<b>異なる分野の団体が協働することで地域課題解決活動の発展・創出に繋げる。</b> （教育委員会・市民協働局・保健福祉局で連携して実施）</li> </ul>

# 制度の狭間支援を行う団体への福祉助成金制度（（公財）橋本財団）

## 設立趣旨（理事長あいさつより抜粋）

- 社会福祉の向上は、大きくは国や自治体の公的支援をベースに推進されるべきものだが、一方でその公的支援の狭間で援助の手が行き届かない先があることも現実。
- こうした公的支援の狭間にあり、何らかの支援が必要な方に対し、個の自立を目指し、他の人々と同等に豊かに安心して暮らせるための一助となる活動を行ってきたい

事務局から岡山市に連絡あり

岡山市地域共生社会推進計画と当法人の理念は共通であり、福祉助成の在り方について相談させてもらいたい。

「地域共生社会の実現」を趣旨とした公的支援外の「制度の狭間」支援を行う団体への福祉助成金を橋本財団が実施。

R元8月8日（木）  
山陽新聞 朝刊28面

社会福祉活動  
助成事業募る  
来月から橋本財団  
社会福祉活動を支援  
している公益財団法人

「橋本財団」（岡山市北区野田）は、福祉助成の2020年度対象事業を9月1日から募集する。3年目の今回は応募要件を広げ、複数年度にわたる事業に最大で1500万円を助成する。

何らかの困難があっても豊かに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指す事業で、子ども食堂や認知症カフェといった幅広い活動を対象とする。助成額は1件当たり20万～300万円。事業期間は原則20年4月1日から1年間で、効果が出るまで一定の期間が必要。最長で5年間の計画を受け付ける。希望者は10月31日午後5時までに同財団ホームページから申し込む。選考を経て20年8月以降に助成先を決める。問い合わせは財団事務局（086-242-0500）。

同財団は、特別養護老人ホームなど運営する社会福祉法人（岡山市）の橋本俊明理事長（70）が私財を投じて17年4月に設立。これまで54団体に計約5160万円を助成している。（南原久人）

## 2021年度 福祉助成金 応募要項 〈活動助成・研究助成〉

〈助成金額〉

1件あたり300万円までを予定しております。

※助成金額は選考委員会が計画年度予算資料を審査、精査のうえ、決定します。

〈募集期間・応募方法〉

2020年9月1日[火]9時～10月31日[土]17時  
※WEB申請のみ

申請は当財団ホームページからのみ受け付けております。

以下、財団ホームページへアクセスのうえ、申請フォームよりご応募ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/scholarship/>

〈助成の趣旨〉

当財団は、岡山市内における身体的・社会的に援助が必要な方への支援をもって、広く社会福祉の増進に寄与していくことを目的に設立いたしました。何らかの困難を抱える人たちが社会から排除されることなく、地域で人と人が繋がり、ともに生きることで自分たちの望む生活を送ることが出来る「地域共生社会の実現」を心から願っています。この趣旨に賛同し、これを実現するために明確な目的と計画のもと、強い意志を持って継続的に事業・活動や調査研究を行う皆さんの応募をお待ちしております。

# 生活再建・自立支援ファンドについて（社会福祉協議会基金活用）

## 1.目的

一人暮らし高齢者、障害者、生活困窮者など課題を抱える個人・世帯を孤立させず、適切なサービスに繋げるため、生活再建や自立等に繋がる必要な手続き等の最初のサービス導入（入口支援）に対し、必要最少限の支出を行う。

## 2.対象者

生活困窮者等でSOSを出さずに、制度利用につながらないままの状態であるような状況で、入口支援等を行えば支援につながる可能性がある世帯。

## 3.具体的な支援内容について

- 生活困窮で障害者手帳が更新切れの障害者が手帳を更新するために必要な費用（病院受診費用、医師の診断書費用等）
  - 病院や施設、相談機関に連れて行くための交通費（タクシー代）
  - ひきこもりを解消するための社会参加や就労に繋がる衣類等の購入費用 など
- ※現金給付は相談機関に行い、支援者には直接給付しない。

## 4.活用にあたっての条件

- 安易な支出を防ぐため、相談支援包括化推進員に相談があったケースで、複合課題ケース検討会において課題としてあがってきた内容について活用できるものとする。
- ただし、緊急の場合、相談支援包括化推進員は市（保健福祉企画総務課）と協議し、関係する複合課題解決アドバイザーに諮った上で活用できるものとする。
- 本人の自立を阻害しないことを前提とし、最初のサービス導入（入口支援）部分のみに限定する。
- 既存のサービスの代替に使うことは不可とする。
- 上限は特に設けないが、1件あたり多くても3万円程度を想定する。

## 5.実施時期

令和元年10月1日から実施

## 6.原資

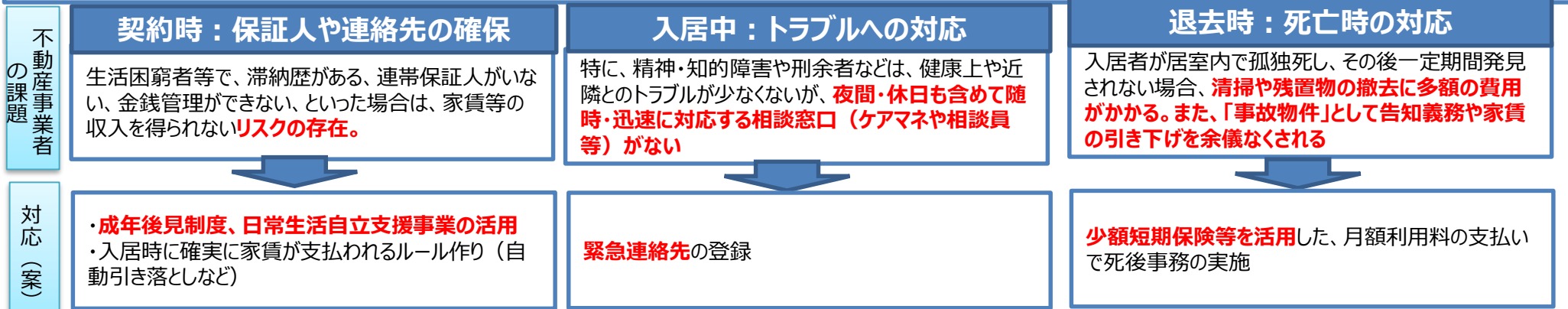
社協に寄付され創設された切山基金



# 住宅確保要配慮者に住まいを提供する不動産業者等の新たな開拓

## 現状と課題

- 障害者、生活困窮者、虐待、DVなどの課題を抱えている方が、自立した生活を送るためには、介護や医療・福祉による支援とともに、**生活の基盤である住まいの確保が必須**。
  - 一方、課題を抱えているケースは、**①身寄りがなく、緊急連絡先や保証人がいない、②低所得者や滞納歴があるなど家賃の継続的・安定的な支払いに不安がある**といったケースが多く、**民間の不動産業者との契約が困難**。
  - このため、現実的に相談できるのは、**要配慮者への住まいの提供へのノウハウや経験を有するNPO法人や一部の不動産業者（※）に限られ、これらによる受入れが困難な場合は打つ手がほとんどないのが現状**。
- ※ おかやま入居支援センター、岡山・ホームレス支援きずな Nフィールド、おかやまU F E（住まいと暮らしのサポートセンターおかやま）、阪井土地開発 等



## 具体の進め方

まずは、岡山県宅地建物取引業協会とNPO法人おかやまUFE（住まいと暮らしのサポートセンターおかやま）に住まいの確保に苦慮する**個別ケースの相談をしながら**、新たな不動産事業者の開拓を進め、住まいを提供する不動産事業者等が要配慮者が受入れ可能となる**住まいと福祉のルール作り**を行う。**※ケースによっては不動産業者も含めたケース検討会を実施する。**

